

モノづくり技能継承支援事業業務委託に係る企画提案 募集要項

本県の中小企業を対象に、技能継承における課題の解決に向けた第一歩を踏み出すきっかけとなる機会を提供するため、セミナー及び個別相談会を開催します。

1 業務名

モノづくり技能継承支援事業委託業務

2 提案内容について

別添「モノづくり技能継承支援事業 業務委託仕様書」のとおり

3 契約条件について

(1) 契約の形態

委託契約

(2) 契約期間

契約締結日から2021年10月15日（金）まで

(3) 契約金額限度額

上限2,721,714円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めていただきます。

ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全額免除とします。

(5) 委託費の支払条件

業務完了検査合格後に精算払いとします

(6) その他

企画提案に基づく経費積算金額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、積算金額と同じになるとは限りません。

4 応募資格

応募資格者は、愛知県内に事業所を有する法人その他の団体とし、技能継承の問題に精通し、セミナーやコンサルティングの優れた企画力・ノウハウを有し、次の要件を全て満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限において、類似のセミナー及び相談対応の開催実績があること。

(3) 企画提案書の提出期限の時点において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (5) 財政的基礎が確立されていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

5 応募に関する要件

応募者は、「業務委託仕様書」を踏まえ、以下により企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別紙）
※申告内容に応じ、必要となる添付書類の写しを添付
- ウ 経費積算書（任意様式）
- エ 提案者の概要が分かる資料（定款、会社パンフレット、会員名簿等）
- オ 直近2か年の決算報告書
- カ 過去5年間に実施した同種事業の実績等がわかるもの（任意）
- キ 納税証明書※（国税、県税、市町村税）
※令和2・3年度愛知県入札参加資格者名簿登録業者は不要

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※上記(1)イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書、オ 直近2か年の決算報告書は正本にのみ添付。

(3) 提出期限

2021年5月14日（金）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により指定の提出先あてに御提出ください。

御持参いただく場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

(5) 企画提案書作成上の注意

- ・提出書類は、A4判縦型、横書きを基本として作成してください。（A3判を使用する場合は、三つ折りにしてください。）
- ・提出された企画提案書は返却しません。

(6) 応募に関する問合せ

事業に関する問合せを電子メールで2021年5月7日（金）午後5時まで受け付けます。

- ・件名は「モノづくり技能継承支援事業に関する問合せ」とし、団体名、所属、担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記してください。
- ・回答は、問合せのあった団体あてにメールで送信するとともに、県のホームページに掲載します。なお、質問の内容が質問者固有の内容である場合は、質問者のみに回答いたします。

(7) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

6 事業説明会について

応募を希望される方を対象に、企画提案の説明会を以下のとおり開催します。なお、説明会への参加は応募の必須条件ではありませんが、可能な限り出席してください。

(1) 日時 (予定)

2021年4月27日(火) 午後3時から午後4時まで

(2) 場所 (予定)

労働局共用会議室(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

(3) 参加申込方法

以下により電子メールで申し込んでください。

- ・件名は「モノづくり技能継承事業説明会申込み」としてください。
- ・団体名、所属、出席人数、参加者名、団体所在地、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明記して、産業人材育成課あて送信してください。

【メールアドレス】 jinzai@pref.aichi.lg.jp

(4) 申込期限 (予定)

2021年4月26日(月) 午後5時

7 企画提案の選定について

(1) 審査方法

応募者多数の場合は、提出された企画提案について、県職員による書面審査を行います。書面審査により選定された企画提案書(3者)について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただいたうえで、審査を行い選定します。

プレゼンテーションの日程につきましては、別途連絡いたします。プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とします。

また、審査期間中に提案の詳細等の追加資料を提出していただく場合があります。

※プレゼンテーションは一者10分程度、パソコン・プロジェクター等の電子機器の使用は不可とし、説明終了後に質疑応答を行う予定です。

(2) 審査基準

選定委員会で主に以下の項目について評価し、総合的な審査を行います。

ア 企画提案能力

- ・本事業全体の取組方針(基本方針、目標、特徴・アピールポイント等)は適切か。
- ・講師候補者は、中小企業の技能継承等に関して、十分な経験を有しているか。
- ・提案の実施内容について、セミナーは分かりやすく、実践的な技能継承

のスキルが学べる工夫がされているか。

- ・個別相談会は、複数の相談や専門的な相談にも対応できるような体制となっているか。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染防止を始め、参加者の安全に配慮がなされているか。
- ・参加者を募集するための周知方法や範囲が、参加者を獲得するために効果的なものとなっているか。

イ 業務遂行能力

- ・業務実施体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明らかにされ、本事業の成果をあげるのに十分な体制であるか。
- ・事業進行スケジュールは、実施可能なスケジュールになっているか。

ウ 付加提案、経費見積もりの妥当性

- ・事業費積算は適正に見積もられているか。
- ・その他に本事業の実施にあたり有益と思われる追加提案があるか。

エ 環境に配慮した事業活動等の社会的取組の実施状況

(3) 審査結果

審査結果については、後日、全提案者に対して書面で通知します。

(4) 契約

選定委員会において選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに県に連絡してください。
- (3) 採用された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合があります。
- (4) その他詳細については、県と委託先とで調整のうえ、行うものとします。

9 スケジュール（予定）

2021年 4月27日（火）	事業説明会の開催
5月 7日（金）	質問受付締切
5月14日（金）	企画提案書の提出期限
5月中旬	書面審査実施
5月下旬	プレゼンテーション審査実施（選考者のみ）
5月下旬	委託先の決定、契約締結
10月15日（金）	業務完了、実績報告書の提出